

権利擁護部会について

権利擁護部会開催状況

第1回	平成22年5月7日(金)	各委員からの課題報告
第2回	平成22年7月9日(金)	新潟市成年後見制度利用支援事業について
第3回	平成22年9月17日(金)	これまでの議論のまとめと11月以降の議事について

項目	これまでの論旨
新潟市成年後見制度 利用支援事業について <small>(👉 参考資料1)</small> ①利用実績	<u>○利用実績の伸び悩み</u> ・全市で1名利用。 ・助成自体が知られていないため積極的な広報を行うべき。
②対象者	<u>○対象者の見直しについて</u> ・国通知(平成20年3月28日)に合わせて見直すべき。 (現在, 福祉部内で協議中)
③利用支援の内容	<u>○助成額の見直しについて</u> ・後見人報酬の実態に即して, 助成額を見直すべき。 <u>○助成対象について</u> ・報酬助成以外にも, 申立て経費にも助成が出来るよう見直すべき。 (例えば申立て費用の助成, 司法書士等に依頼する場合の費用助成等。)
④利用要件	<u>○「生活保護受給者に準じる者」とは?</u> ・基準の明確化を図るべき。 ・内規または判断に迷う場合の審査会の設置を検討してはどうか。

項目	これまでの論旨
相談窓口について	<p>○相談窓口の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉分野のように、障がい福祉分野における成年後見に関する相談窓口を明確にできないか。 ・サービス管理責任者が成年後見に関する相談窓口を担う仕組み作りについて、研修等のサポートも含めて検討してはどうか。 <p>○市役所における相談体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所職員が通常業務と並行して申立て事務を行うことは困難である。専門職または専門の部署の設置が望ましい。 <p>○社会福祉協議会における取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見の利用支援ならびに法人後見を担う成年後見センター事業の実施を目指している。 <p>○行政職員ならびに福祉関係者のスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の研修会の積極的な活用を図るべき。 ・研修会を新規に開催してはどうか。
権利擁護センターの設置	<p>○「権利擁護センター」の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する総合的な相談窓口であり、行政や福祉関係者をサポートする権利擁護センターが必要。 <p>☞ 今後の部会で、先進都市の事例について学び、新潟市におけるセンターのあり方について具体的な議論を行う予定。</p>
その他	<p>○サービス利用計画作成費の対象者の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被後見(保佐, 補助)人はサービス利用計画の対象とすべき。 ・相談支援事業者が支援の輪に加わることで、後見(保佐, 補助)人の負担軽減にもつながり、チーム支援が可能になる。 ☞ 参考資料2

新潟市成年後見制度利用支援事業について

●現行要綱の概要

1. 対象者

市内に住所を有する判断能力が十分ではない認知高齢者および知的障がい者

2. 要件

対象者のうち、成年後見（保佐、補助含む）の審判を市長申立てによって行い、成年被後見人、保佐人及び補助人となった者のうち以下のいずれかに該当する者。

(1) 生活保護受給者

(2) 生活保護受給者に準じる者

3. 内容

対象者が成年後見人、保佐人及び補助人に支払う報酬について、以下の額を上限として助成するもの。

区分	上限額
在宅者	月額 28,000円
施設入所者	月額 18,000円

平成20年3月28日付け国事務連絡を踏まえた要綱改正について

●平成20年3月28日事務連絡（厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課）

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者。

●新潟市成年後見制度利用支援事業

	現行	国通知に合わせた改正を行う場合	備考
目的	この要綱は、市内に住所を有する <u>判断能力が十分ではない認知証高齢者等</u> （以下「対象者」という。）に対して、権利擁護及び法的地位の安定性を図るため、成年後見制度利用に係る費用を助成することにより、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。	この要綱は、市内に住所を有する <u>判断能力が十分ではない認知高齢者ならびに知的障がい者又は精神障がい者</u> （以下「対象者」という。）に対して、権利擁護及び法的地位の安定性を図るため、成年後見制度利用にかかる費用を助成することにより、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。	「対象者」に精神障がい者を加え、下線部を改める。
対象者	助成の対象は、 <u>老人福祉法第32条又は知的障害者福祉法第27条の3の規定により実施された後見開始等の裁判により成年被後見人等とされた者のうち、次の各号の一に該当するもの。</u> (1)生活保護受給者 (2)資産・収入等の状況から、第1号に準ずると認められる者。	助成の対象は、 <u>対象者のうち次の各号の一に該当するもの。</u> (1)生活保護受給者 (2)資産・収入等の状況から、第1号に準ずると認められる者。	市長村長による後見等の開始の審判請求を行った者に限定しない。 ⇒下線部を削除する。

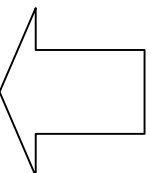
1 サービス利用計画作成費の概要

サービス利用計画作成費（以下、計画作成費）は、新潟県の指定を受けた指定相談支援事業者が、新潟市が対象者として認定した計画作成対象障がい者（以下、対象障がい者）に対して、障害者自立支援法に定められた「指定相談支援」を行った際に支給されるものです。

指定相談支援事業者は、対象障がい者の代わりに計画作成費を代理受領します。なお、計画作成費については、全額を公費で負担し、利用者負担はありません。また、複数の相談支援事業者から指定相談支援を受けることはできません。したがって、計画作成費は、対象障がい者1人につき、常に1ヶ所に支給することになります。

指定相談支援 → 障害者自立支援法第5条第17項で規定

（障害福祉サービスの）支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（「サービス利用計画」）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を付与すること



指定相談支援の内容をまとめると、主に次の4点です。

- ① 利用者についてのアセスメント（＝利用者の有する能力や環境などの評価し、利用者の希望する生活ができるよう支援するための課題の把握）に基づく「サービス利用計画の作成」
- ② モニタリング（＝利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価）の実施
- ③ 利用者負担額の上限額管理（上限額管理対象者のみ）
- ④ ①～③に伴う、サービス提供事業者や関係機関との連絡調整

2 対象障がい者として認定するための要件

障害福祉サービスの利用者が、計画作成費の支給のためには、まず初めに、対象障がい者として認定される必要があります。

新潟市では、国が示した基準にならない、次の要件に該当する方を、対象者として認定します。また、どの要件に該当するかによって、認定の有効期間が異なります。

障害福祉サービスの支給決定（暫定支給決定を含む）を受けている方のうち（**重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、旧法施設入所、自立訓練、共同生活援助、介護保険のいずれかの支給決定を受けている者を除く。**（サービス提供事業者がサービスの利用調整を行うため））
下記の1～3に該当する者

1 地域移行

入院・入所から地域生活へ移るために一定期間集中的な支援を必要とする

※入院は、障害福祉サービスを必要とする障がい者に起因するもの（入院の事由と、障がいの種別に何らかの関連があれば可とする）

※入所は、障害者支援施設（＝施設入所支援を行う施設）、旧法施設（入所）等、障害を事由とした施設入所であること

※入院・入所の期間は3ヶ月以上であること

※地域移行の場合は、同居者がいてもよい。また、障がいの程度による制限は設けない。

【有効期間 → 認定日の属する月を含み6ヶ月間】

2 単身生活者等

単身生活者で計画的な支援が必要なもののうち、次のいずれかに該当するためにサービスの利用調整ができない

①身体障がい → 区分5又は区分6

②知的障がい → 認定調査項目「5－6 日常の意思決定」が「日常的に困難」または「できない」

③精神障がい → 認定調査項目「5－6 日常の意思決定」が「日常的に困難」または「できない」

※ 単身生活者とみなす場合

- ・同居者が未成年者
- ・同居者が障がい者（障がいの程度は、上記①～③に準じる）
- ・同居者が介護保険法の要介護者
- ・同居者が、上記①～③と同程度に相当する重篤な疾病

【有効期間→支給決定を受けている障害福祉サービスの有効期間の終了日まで（異なる有効期間の場合はより短いもの）】

3 重度包括支援該当

重度障害者包括支援（介護の必要性が極めて高い方が対象）の対象者の要件に該当する障がい程度の方

※ 同居者がいてもよい

【有効期間→支給決定を受けている障害福祉サービスの有効期間の終了日まで（異なる有効期間の場合はより短いもの）】

新潟市障がい者地域自立支援協議会 権利擁護部会 委員名簿

(敬称略・順不同)

●委員

NO	区分	関係機関	所 属	氏 名 (敬称略)	
1	部会長	相談機関	(NPO)自立生活センター新潟 障がい者生活支援センターすてっぷルーム	管理者	遁所 直樹
2	部会長代理	施設関係者	(福)新潟みずほ福祉会 工房はたや	施設長	竹田 一光
3	委員	専門機関	(福)新潟市社会福祉協議会 あんしんサポート新潟	副主査	齊藤 浩明
4	〃	〃	(社)新潟県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ新潟	運営委員	増田 稔
5	〃	施設関係者	(福)新潟みずほ福祉会 新潟みずほ園	施設長	坂木 俊雄
6	〃	〃	(福)新潟市中央福祉会 ワークセンターふじみ	施設長	星 愛子
7	〃	〃	生活訓練施設 恵松園	施設長	宮川 文季
8	〃	高齢者福祉	新潟市地域包括支援センター阿賀北	センター長	佐藤 正枝
9	〃	当事者団体	(NPO)にいがた温もりの会	運営委員	山田 邦明
10	〃	〃	(福)新潟地区手をつなぐ育成会	代表	熊倉 範雄
11	〃	行政	西区役所健康福祉課	ケースワーカー	媚山 文夫

●事務局

1	事務局	新潟市障がい福祉課介護給付係	係長	小柳 健道
2	〃	新潟市障がい福祉課介護給付係	副主査	佐藤 志夏子